

公共下水道管路施設の維持管理に係る公民連携の導入に向けた 意見交換会の結果概要を公表します

本市では、これまで計2回のサウンディング型市場調査や相模原市PPP/RFI地域プラットフォームを通じて民間事業者の皆様からいただいたご意見・ご提案を踏まえ、老朽化した下水道管路施設の長寿命化を推進し、更なる市民サービスの向上や業務の効率化を図るため、令和8年度から公民連携の手法のひとつである包括的民間委託の導入を検討しております。

この度、民間事業者の皆様から当該委託の内容に対するご意見・ご提案をいただくため、意見交換会を実施しましたので、その結果を公表します。

1 実施経過

| | |
|-----------------|--------------------|
| 9月13日（金） | 実施要領の公表 |
| 10月4日（金） | 意見交換会の開催【参加：25事業者】 |
| 10月4日（金）～18日（金） | 意見募集 |

2 主な内容

- (1) 業務内容について
- (2) 受注者の要件（案）について

3 ご意見・ご提案に対する回答

別紙のとおり

4 今後の予定

今回の意見交換会の結果を踏まえ、令和8年度からの包括的民間委託導入に向けて、引き続き検討を進めてまいります。

【問合せ先】
下水道保全課
直通電話 042-707-1908

注) ご意見・ご質問に対する回答は現時点での案であり、入札時点で変更が生じる可能性があります。

| No. | 説明資料項目 該当スライド | 意見・質問 | 回答 |
|-----|--|---|---|
| 1 | 公民連携導入の手法と 業務委託の概要 16 | 「相模原市下水道ストックマネジメント計画」を公表して欲しい（対象施設や業務範囲に関わる内容を確認したい）。 | 包括的民間委託の受注に際して必要となる対象施設や業務範囲に関わる内容については、入札公告までにお示ししたいと考えております。 |
| 2 | 公民連携導入の手法と 業務委託の概要 16 | 「住民対応受付業務」は、受注者が24時間受付をするのか。それとも市が受付した業務を受注者が引継ぎ対応するのか、どちらを想定しているのか。 | 令和8年度から（1stステップ）の包括的民間委託においては、「住民対応受付業務」は業務対象外であり、従来どおり、市が受付した業務を受注者が引き継ぐことを想定しております。なお、令和12年度から（2ndステップ以降）の公民連携においては、「住民対応受付業務」を対象業務とするかどうかも含めて、今後検討してまいります。 |
| 3 | 公民連携導入の手法と 業務委託の概要 16 | 対象業務として赤枠内に「清掃・浚渫（緊急含む）」及び「修繕（緊急含む）」があるが、赤枠外にも同じ名称の業務がそれぞれ記載されている。これらの違いは何か。 | 対象施設の違いによるものです。 赤枠内の「清掃・浚渫（緊急含む）」及び「修繕（緊急含む）」は、包括的民間委託において維持管理を行う（ストックマネジメント計画に基づき点検・調査を実施する）管路（マンホール含む）について、市民等からの要望、通報や点検・調査結果に基づき実施する清掃・浚渫や修繕を示しています。 一方で赤枠外の同業務は、包括的民間委託において維持管理を行わない管路等の清掃・浚渫や修繕を示しています。 |
| 4 | 公民連携導入の手法と 業務委託の概要 各対象業務の内容 16 17 | 「次期計画等提案」の具体的な業務内容は、令和5年度に実施した第2回サウンディング型市場調査の資料には、具体的な業務内容が記載されていたが、変更はあるのか。 | 「次期計画等提案」として考えている主な業務内容は次のとおりです。 →業務によって得られた成果等を整理し、相模原市下水道施設維持管理計画や相模原市下水道ストックマネジメント計画等の見直しに必要なデータの収集や加工・分析を行う。 |
| 5 | 公民連携導入の手法と 業務委託の概要 各対象業務の内容 16 17 | 「次期計画等提案」では、相模原市下水道施設維持管理計画等の見直しに必要な情報を包括的民間委託の業務を通じて提供すればいいということか。 | お見込みのとおりですが、詳細については、入札公告までにお示ししたいと考えております。 |
| 6 | 公民連携導入の手法と 業務委託の概要 対象施設と委託期間 16 19 | 包括的民間委託においてストックマネジメント計画の対象管路の維持管理を行うとのことだが、具体的にどの管路が対象になるのか。また、それが分かる資料はあるのか。 | 旧市域における「管きょ（自然流下管）及びマンホール（蓋・本体）」のうち、点検周期を迎える箇所が対象管路となりますが、詳細については、入札公告までにお示ししたいと考えております。 |
| 7 | 各対象業務の内容 17 | 統括管理業務を実施するうえで現場事務所を設ける必要はあるのか。 | 現場事務所を設けることは想定しておりません。 |
| 8 | 各対象業務の内容 17 | 清掃・浚渫に伴う下水汚泥の資源利用を要求水準に盛り込む考えはあるか。 | 要求水準に盛り込む予定はありません。 |
| 9 | 対象区域と業務量 18 | 対象区域を「業務委託（その1）」及び「業務委託（その2）」と2分割しているが、それぞれの区域において入札を行うのか。 | お見込みのとおりです。 |
| 10 | 対象区域と業務量 18 | 「業務委託（その1）」で代表企業として応募した事業者が、「業務委託（その2）」でも代表企業として応募することは可能か。 | 可能です。 |
| 11 | 対象区域と業務量 18 | 「業務委託（その1）」で代表企業として応募した事業者が、「業務委託（その2）」で構成企業（代表企業は別事業者）として応募することは可能か。 | 可能です。 |

| No. | 説明資料項目 該当スライド | 意見・質問 | 回答 |
|-----|------------------|--|---|
| 12 | 対象区域と業務量 18 | 配置技術者等の入札参加条件を満たせば、同じ団体が「業務委託（その1）」及び「業務委託（その2）」のどちらの入札にも参加することができるのか。 | 同じ団体であっても、入札参加条件を満たせば、どちらの入札にも参加することができます。 |
| 13 | 対象区域と業務量 18 | 「業務委託（その1）」に2事業者（事業者A及び事業者B）が応募し、入札の結果、事業者Aが受注した場合、失注した事業者Bの構成企業（代表企業以外の企業）が事業者Aの構成企業となることは可能か。もし可能なら、参加可能条件はどのようなことを想定しているか。 | 構成企業は入札段階で既に決まっているものになるため、失注した事業者Bの構成企業が事業者Aの構成企業となることはできません。 |
| 14 | 対象区域と業務量 18 | 【No.13質問関連】構成企業となることが不可能な場合でも、事業者Aの事業を受けることは一切不可なのか。条件付きで可能であれば、どのようなスキームが考えられるか。 | 事業者Aから事業を受ける場合には、少なくとも発注者から承諾を得る必要があります。 |
| 15 | 対象区域と業務量 18 | 品質の向上や受注機会の創出等の観点から区域を2分割し発注する予定であると同ったが、同一の企業（代表企業が違っても同じ企業構成等のJV）が落札する可能性があることから、1区域のみを受注できる要件としてもらえれば、別の企業（JV等）が業務を実施することで、比較検討がしやすくなると考える。また、定期的に別エリアの受託企業の情報交換の場を設け、成功事例を共有することで相乗効果も期待できる。 | 入札参加条件を満たせば、どちらの入札にも参加できるものと考えております。受注要件や受注者同士の情報交換については、引き続き検討してまいります。 |
| 16 | 対象区域と業務量 18 | 修繕を実施するうえで上限額の制限はあるのか。 | 詳細は決まっておりません。 制限設定の有無については、今後検討してまいります。 |
| 17 | 受注者の選定方法 21 | 受注者の選定方式は「総合評価一般競争入札」とのことだが、低価格で入札した者が評価されることのないような評価値の算定をしてもらいたい。 | ご意見を踏まえ、評価値の算定方法を検討してまいります。 なお総合評価一般競争入札では、低価格での入札による契約不履行リスクの回避やダンピング受注を防止するため、調査基準価格を設定し、これを下回る入札者がいたときは、履行の可否について調査等を行い、落札者とするか否かを判断する低入札価格調査を実施します。 |
| 18 | 受注者の選定方法 21 | 技術点の評価にあたっては、「実績」、「有資格者」や「施工体制」に重きを置いていただきたい。 | ご意見等を踏まえ、評価項目や評価基準を検討してまいります。 |
| 19 | 受注者の選定方法 21 | 「業務内での創意工夫」や「新技術の導入」を評価項目として検討していただきたい。 | ご意見等を踏まえ、評価項目や評価基準を検討してまいります。 |
| 20 | 受注者の選定方法 21 | 評価の主な視点（案）に「危機管理や安全対策に関する提案」とあるが、安全対策については理解できるものの、危機管理については対象業務に含まれない「災害対応業務」と密接な関連があるように思う。この点についてどのように考えているのか。 | 本委託の主たる業務である予防保全的維持管理は、未然に道路陥没等を防ぐことを目的としており、「危機管理」とも密接な関係があると考えております。 ご意見を踏まえ、評価項目を検討してまいります。 |
| 21 | 受注者の選定方法 21 | 評価の主な視点（案）に「相模原市下水道施設維持管理システムとの連携」とあるが、どの程度の業務を想定しているのか。包括的民間委託で実施した維持管理関係のデータをシステムに入力する作業までを事業者が行う場合、システムの操作・入力によるトラブル等のリスクを考慮し、責任分界の在り方を明確にする必要があると考える。また同システムの開発・運営を担当している事業者を教えてください。 | ご認識のとおり、本業務では維持管理関係の結果を「相模原市下水道施設維持管理システム」に入力することを想定してまいります。 ご意見を踏まえ、本市情報セキュリティとの兼ね合いや責任分界の在り方について、今後検討してまいりたいと考えております。 また、現在同システムは令和6・7年度にかけて、システムの再構築・更新を実施しており、受注者は国際航業株式会社神奈川支店になります。 |

| No. | 説明資料項目 該当スライド | 意見・質問 | 回答 |
|-----|-----------------------------------|--|---|
| 22 | 受注者の選定方法 | 評価の主な視点（案）に「相模原市に対する精度度や地域貢献に関する提案」とあるが、他の自治体の事例を踏まえると、包括的民間委託の業務に限らず、広範な分野も包含したものと解釈できることから、下水道以外の分野を通じて相模原市への精度度や地域貢献を向上させることも評価要素になるものと考えている。他分野での貢献に加え、本委託の受託による相乗効果により、相模原市への精度度や地域貢献がより向上することも期待できるが、そうした内容についても評価対象となるのか。 また評価対象とならない場合、明確な評価基準が必要であると思うため、具体的な評価基準を教えてください。 | ご意見等を踏まえ、評価項目や評価基準を検討してまいります。 |
| 23 | 受注者の選定方法 公民連携導入の手法と 業務委託の概要 | 評価の主な視点（案）に「デジタル技術などの活用による業務効率化につながる提案」とあるが、対象業務である「統括管理業務」と「予防保全的維持管理（対象管路は対症療法的維持管理も含む）」の2項目に限定されていると範囲が狭く、提案が難しいと考える。この提案は「性能発注」に近い要素も含んでおり、例えば「問題解決業務」が含まれると検討要素が拡大し、より良い提案にもつながると考えるため、対象業務としての再検討をお願いしたい。変更しないのであれば、その理由を教えてください。 | 本業務は、下水道管きよの老朽化に対応し、対症療法的維持管理から予防保全的維持管理への移行を着実に進めることが主たる目的であるため、令和8年度からの1stステップにおいては、それらに関連する業務を対象としております。 なお業務の拡大につきましては、2ndステップ以降の公民連携導入に向けて、別途検討してまいりたいと考えております。 |
| 24 | 受注者の要件（案） | 業者登録（業種）として2つの営業種目が指定されているが、これはJVの代表が満たさなければならない要件なのか。それとも構成する企業のなかで満たせばよいのか。 | JVを構成する企業のなかで満たせばよい要件となります。 |
| 25 | 受注者の要件（案） | 配置技術者である業務委託責任者について、「1名配置、専任」とあるが、「常駐」と記載が無いため、専任できればバックオフィス等での兼務も可能と解釈して良いか。 | 「常駐」は想定しておりませんが、適切な作業ができる体制を確保していただく必要があります。 |
| 26 | 受注者の要件（案） | 配置技術者の資格要件として、「公益社団法人日本下水道管路管理業協会が認定する「下水道管路管理総合技士」または「下水道管路管理主任技士」のいずれかを有すること」とあるが、業務内容を考慮すると資格範囲が限定され過ぎではないか。例えば「技術士（下水道部門）」や「下水道管路管理専門技士（清掃・調査等）」を複数取得している場合でも対象外なのか。 | 配置技術者の資格要件については、業務内容やご意見等を踏まえ、事業者の参入につながる要件を検討してまいります。 |
| 27 | 受注者の要件（案） | JVで参加する場合には、「市内企業が1社以上含まれる」ことが要件となっているが、市内企業の参加につながるよう、最低でも「市内企業が3社以上含まれる」とした方がよいのではないか。 | 今回の入札では、JVのような複数事業者だけでなく、組合のような単独事業者による受注も想定しています。したがって「市内企業が1社以上含まれる」ことを要件として考えております。 |
| 28 | 受注者の要件（案） | 「業務委託（その1）」及び「業務委託（その2）」を同一事業者が受託する場合、業者登録（業種）、配置技術者や受注体制が重複する（例えば、配置技術者が同一人物になる）ことが想定されるが問題ないか。問題がある場合、その項目と回避要件を教えてください。 | 配置技術者である業務委託責任者の重複は認められませんので、委託ごとに異なる同責任者を配置していただく必要がありますが、今回お示しした受注者の要件（案）のなかでは、その他の事項の重複は問題ない（同一事業者が受託する場合には、重複せざるを得ないもの）と考えております。 |
| 29 | 導入後の事業展開 | 2ndステップでは「管理・更新一体マネジメント方式等の導入を検討」とあるが、ウォーターPPPのレベル3、5を視野に入れているのか。その場合、性能発注は必須であり、2ndステップの想定業務の対象外である「問題解決業務」や「計画・管理業務」は性能発注を發揮しやすい項目であるため、対象業務に含めてもらいたい。 | 2ndステップでは、ウォーターPPPのレベル3、5である「管理・更新一体マネジメント方式」を視野に入れた公民連携の導入を検討する予定ですが、内容については、1stステップの業務やご意見等を踏まえ、今後検討してまいりたいと考えております。 |
| 30 | 導入後の事業展開 公民連携の手法と業務 委託の概要 | 説明資料16ページでは、2ndステップの想定業務に「計画・管理業務」が含まれていないが、25ページでは、令和8・9年度に管理・更新一体マネジメント方式（ウォーターPPPレベル3、5）等の導入を検討とある。 2ndステップでウォーターPPPを導入した場合でも、次期計画等提案は民間事業者に求め、その内容を参考に相模原市が維持管理計画及び改築更新計画を策定し、同計画に基づく（基本・実施）設計及び工事を民間事業者に行ってもらえか。 | 2ndステップの内容については、1stステップの業務やご意見等を踏まえ、今後検討してまいりたいと考えております。 |
| 31 | その他 | インフレスライドについて考えていることはあるか。 | 賃金や物価が変動した場合には、受注者が発注者へ業務委託料の変更を請求することができる対応を考えておりますが、詳細については今後検討してまいります。 |